

お客様各位

西濃信用金庫

**中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律  
第7条第1項の規定に対するご説明について**

当金庫は、中小企業金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づき、中小企業者等から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合における、①当該措置の実施に関する方針の概要、②当該措置の状況を適切に把握するための体制の概要、③当該措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要、④当該措置に係る中小企業者の事業についての改善または再生のための支援を適切に行うための体制の概要および⑤、⑥当該措置の実施状況について、以下のとおり開示いたします。

**① 法第4条および5条の規定に基づく措置（中小企業者等から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合における対応措置）の実施に関する方針の概要について**

当金庫は、地域の中小企業者および個人のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと、ならびに地域の中小企業者の経営相談・経営指導および経営改善に関するきめ細かな支援に取組み、金融仲介機能を積極的に発揮していくことを目的に、平成22年1月15日の理事会の機関決定を経て「地域金融円滑化のための基本方針」、「金融円滑化管理方針」および「金融円滑化管理規定」を制定しました。

なお、「地域金融円滑化のための基本方針」は当金庫ホームページに掲載しております。

**○「地域金融円滑化のための基本方針」**

西濃信用金庫は、地域の中小企業者および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組方針

地域の中小企業者および個人のお客さまへの安定した資金供給は、当金庫にとって、最も重要な社会的使命であります。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えておられる問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

(1) 態勢整備を図るために理事会等において決議した事項

- ・「地域金融円滑化のための基本方針」、「金融円滑化管理方針」、「金融円滑化管理規定」を制定しました。

(制定日 平成22年2月1日)

- ・金融円滑化管理全般を統括する部門を審査部とし、審査部の担当理事を「金融円滑化管理責任者」として選任しました。

(選任日 平成22年2月1日)

- ・ 営業店の融資担当役席者ならびにローンセンターの役席者を「金融円滑化責任者」として選任しました。

(選任日 平成22年2月1日)

- (2) お客さまへのきめ細やかな経営改善支援を行うための態勢整備
  - ・ 本部への電話等による相談・苦情の受付は相談室で一元管理し、相談および苦情内容に応じて金融円滑化管理部門である審査部が対応することとしました。
  - ・ 審査部内に専門部署として「企業経営支援課」を設置しています。
- (3) お客さまの事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるための研修等
  - ・ 現場の職員に対する研修を毎年定期的実施しております。
- (4) その他
  - ・ お客さまの申出に対して柔軟に対応し、お客さまの悩み、相談等を聞き逃すことがないように管理していくため、「融資条件変更等 相談受付票」・「融資条件変更等 対応状況表」と「融資申込案件の謝絶記録表」・「融資申込案件の謝絶記録簿」の作成について決めました。

(制定日 平成21年12月16日)

- ・ 店長会、融資担当役席者会議（金融円滑化責任者）において、お客さまの申出に対して中小企業金融円滑化法を踏まえた適切な対応を行うよう徹底しました。

(開催日 平成22年3月5日、3月16日)

### 3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

## ○「金融円滑化管理方針」

当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者および個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、ならびに地域の事業者の経営相談・経営指導および経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことは、当庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なりスク管理態勢の下で金融仲介機能を積極的に発揮していくことを目的に「金融円滑化管理方針」を決めました。

## ○「金融円滑化管理に係る態勢と役割」

信用金庫の最も重要な役割の一つである地域金融の円滑化に資するため、金融円滑化管理に関する組織体制、権限および役割、方法等を定めることによって、適切なりスク管理態勢の下、金融仲介機能を積極的に発揮していくことを目的として制定しました「金融円滑化管理規定」には、当金庫の金融円滑化に向けた態勢等を以下のように規定しています。

### (1) 理事会

金融円滑化管理に係る最終意思決定機関として「金融円滑化管理方針」および「金融円滑化管理規定」を策定し、管理方針の周知徹底と管理態勢を整備するとともに、定期的または必要に応じて見直し、改善を図る。また、金融円滑化管理を行うため、金融円滑化管理責任者を定めるとともに金融円滑化業務に精通した人材の育成、専担者の配置、その陣容、事故防止のための人事管理等の適切な実施を図る。

### (2) 常務会

金融円滑化管理責任者からの報告に基づき、金融円滑化に関する重要な事項について協議し、必要な場合は理事会に付議・報告する。また、管理方針の周知徹底と金庫内の連絡・報告体制を整備するとともに、定期的または必要に応じて見直し、改善を図る。

### (3) 金融円滑化管理責任者等

金融円滑化管理全般を統括する部門を審査部とし、金融円滑化管理責任者を審査部の担当理事とする。金融円滑化管理責任者は営業店の融資担当役席者ならびに

ローンセンターの役席者を金融円滑化責任者として配置し、金融円滑化の要領等を営業推進部等の関係業務部門および金融円滑化責任者に対して金融円滑化の適切な実施を確保するための具体的な方策を指示し、管理を行う。また、関係業務部門および金融円滑化責任者は職員に金融円滑化に関する業務を遵守させるために教育等の管理を行うとともに、中小企業者ならびに住宅資金借入者からの相談・申込みについて適切な管理・対応を行う。

## ② 法第4条および5条の規定に基づく措置（中小企業者等から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合における対応措置）の状況を適切に把握するための体制の概要について

お客さまからのご返済条件の変更等のお申込みへの対応状況を適切に把握するため、以下のよう  
に体制を整備致しました。

### ○本部の体制

- (1) 態勢整備を図るために理事会等において決議した事項
  - ・ 「金融円滑化管理方針」を制定しました。
  - ・ 金融円滑化管理責任者は、金融円滑化管理に係るお客さまへの対応等の統括管理を行い、適切な対応を徹底するための体制を整備いたします。
  - ・ 金融円滑化管理責任者は、金融円滑化管理に係るお客さまへの適切な対応が行われているかを確認して、その状況については、定期的にまたは必要に応じて理事会等に報告いたします。
- (2) 理事会
  - ・ 金融円滑化管理に係る最終意思決定機関を理事会としています。
  - ・ 理事会は「金融円滑化管理方針」の周知徹底を図ると共に、必要に応じて見直しを図り、「金融円滑化管理方針」に基づく金融円滑化管理を行うため、金融円滑化管理態勢を整備するとともに、必要に応じて管理態勢の改善を図ります。
- (3) 金融円滑化管理統括部門・関係業務部門
  - ・ 金融円滑化管理全般を統括する部門を審査部とし、営業推進部、総合企画部、総務部、相談室を関係業務部門としています。
  - ・ 統括部門におきましては、営業店および相談窓口において受付した条件変更等のお申込みに関し受付状況、進捗状況を確認し、営業店への指導を行っています。
- (4) 記録の保存
  - ・ 「金融円滑化対応マニュアル」に基づき、貸出条件変更等に関する相談・申込みの記録・保管を行い、適切に対応状況を把握できる体制としています。

### ○営業店の体制

- ・ 営業店には職員に金融円滑化に関する業務を遵守させるために教育等の管理を行うとともに、相談・申込みについて適切な管理・対応を行っていくために金融円滑化責任者を配置しています。
- ・ お客さまからの貸付条件変更等の申込みに関する相談を受けた場合には、真摯に対応しています。

### ○報告

- ・ 統括部門は、金融円滑化管理規定に基づき、金融円滑化管理の状況を定期的にまたは必要に応じて随時、金融円滑化管理責任者を通じて理事会等に報告しています。

- ③ 法第4条および5条の規定に基づく措置（中小企業者等から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合における対応措置）に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要について

お客さまからのご返済条件の変更等のお申込みへの対応に係る苦情相談を適切に行うため、以下のように体制を整備致しました。

#### ○金融円滑化苦情相談窓口の設置

貸付条件変更等に関する苦情相談窓口を本部審査部と相談室に設置しています。なお、苦情相談は、各営業店窓口およびローンセンターの休日相談窓口でも承っております。

西濃信用金庫	審査部	電話番号	058-327-8405	(直通)
	相談室	電話番号	058-327-8011	

受付時間 平日 9:00～17:00

- ④ 法第4条の規定に基づく措置（中小企業者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合における対応措置）をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善または再生のための支援を適切に行うための体制の概要について

中小企業者のお客さま経営改善または企業再生を支援するため、以下のように体制を整備致しました。

#### ○経営改善または企業再生支援のための体制整備

当金庫では、平成15年10月に本部内に「企業経営支援室」（現在、審査部企業経営支援課）を設置し、「融資先経営改善支援実施要領」および「企業再生支援実施要領」を制定して取引先企業の経営支援と再生支援を行っており、経営支援会議にて経営状況の継続的な把握および経営に関する相談または指導を行っております。

#### ○モニタリング等

貸出条件変更等を実施したお客さまに対し、各営業店において営業店長および金融円滑化責任者は継続的なモニタリングや経営相談・経営指導および経営改善支援を行い、営業店の要請により企業経営支援課が適時フォローする体制としました。

⑤ 法第4条に基づく措置（中小企業者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合における対応措置）の実施状況について

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

（別表1）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1,056	4,188	6,795	8,832	11,137	14,085	17,072	19,033
うち、実行に係る貸付債権の額	409	3,172	5,390	7,609	10,042	12,871	15,121	16,953
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	49	51	181	194	194	291	449
うち、審査中の貸付債権の額	638	719	917	580	403	468	1,103	1,005
うち、取下げに係る貸付債権の額	9	247	435	461	496	550	555	624
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	60	675	1,075	1,709	2,269	3,043	3,402	3,841
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	0	0	1	1	7	7	57	66

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	69	267	440	651	834	1,047	1,230	1,412
うち、実行に係る貸付債権の数	30	201	363	560	739	963	1,103	1,261
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	3	5	12	14	14	28	40
うち、審査中の貸付債権の数	38	55	58	56	52	33	61	69
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	8	14	23	29	37	38	42
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	13	83	151	251	329	421	464	517
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	0	0	1	1	2	2	11	14

⑥ 法第5条に基づく措置（住宅資金借入者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合における対応措置）の実施状況について

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

（別表5）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	57	184	378	517	621	744	868	952
うち、実行に係る貸付債権の額	0	54	127	207	299	350	496	575
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	26	50	114	159	205	205	205
うち、審査中の貸付債権の額	57	39	136	113	74	74	51	56
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	63	63	82	88	114	114	114

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込み を受けた貸付債権の数	7	15	29	39	49	57	64	71
うち、実行に係る貸付債権の 数	0	6	11	17	24	30	38	43
うち、謝絶に係る貸付債権の 数	0	1	3	8	11	16	16	16
うち、審査中の貸付債権の数	7	3	10	8	7	3	2	4
うち、取下げに係る貸付債権 の数	0	5	5	6	7	8	8	8